

医療法人の特徴と税務上の留意点

東京税理士会日本橋支部
令和3年4月21日（水）
午後2時00分～5時00分
T-CATホール

税理士法人青木会計
代表社員 青木恵一
(上野支部)

税理士法人青木会計

0

医療法人の設立・運営基礎講座

1. 医療法と医療法人設立の根拠法

第39条

- ① 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。
- ② 前項の規定による法人は、**医療法人**と称する。

- 実務上は課税の観点で圧倒的（99%）に「社団」形式（持分あり、基金型）の医療法人が多い。
- 事例（現金2千万円を拠出して新規で医療法人財団を設立した。）

会計上 （借方）現預金2,000万円 / （貸方）雑収入2,000万円

税務上

- ・法令136条の3①「医療法人がその設立について贈与又は遺贈を受けた金銭の額又は金銭以外の資産の価額は、その医療法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。」⇒利益積立金
- ・相法66④「持分の定めのない法人に対し財産の贈与があつた場合で当該贈与により贈与をした者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは当該社団又は財団を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。」
- ・相令33 相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となるか否かの判定。

持分なし医療法人設立時の課税について(贈与税非課税基準)

◎相続税法第66条第4項、同施行令第33条第3項及び解釈通知に基づき、以下の要件に該当する場合には、贈与税は非課税。

- (1) 運営組織が適正であること
 - ①一定の事項が定款等に定められていること(理事6人以上、監事2人以上 など)
 - ②事業運営及び役員等の選任等が定款等に基づき行われていること
 - ③その**事業が社会的存在として認識される程度の規模**を有していること

社会医療法人を想定した基準を採用する場合	又は	特定医療法人を想定した基準を採用する場合
社会保険診療等(介護保険・助産を含む)に係る収入金額が全収入金額の80%超		社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%超
自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一		自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一
医業収入が医業費用の150%以内		医業収入が医業費用の150%以内
役員及び評議員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を明示		役職員に対する報酬等が3,600万円以下
病院、診療所の名称が医療連携体制を担うものとして医療計画に記載 ※がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。)、都道府県知事が特に必要と認める医療		(病院の場合)40床以上又は救急告示病院 (診療所の場合)15床以上及び救急告示診療所
		差額ベッドが全病床数の30%以下

- (2) **役員等(社員は含まれない)のうち親族・特殊の関係がある者は1/3以下であること(定款、寄附行為にその旨の定めがあること)**
- (3) 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
- (4) 残余財産を国、地方公共団体、公益社団・財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人(持分の定めのないもの)に帰属させること(定款、寄附行為にその旨の定めがあること)
- (5) 法令に違反する事実、帳簿書類の隠ぺい等の事実その他公益に反する事実がないこと

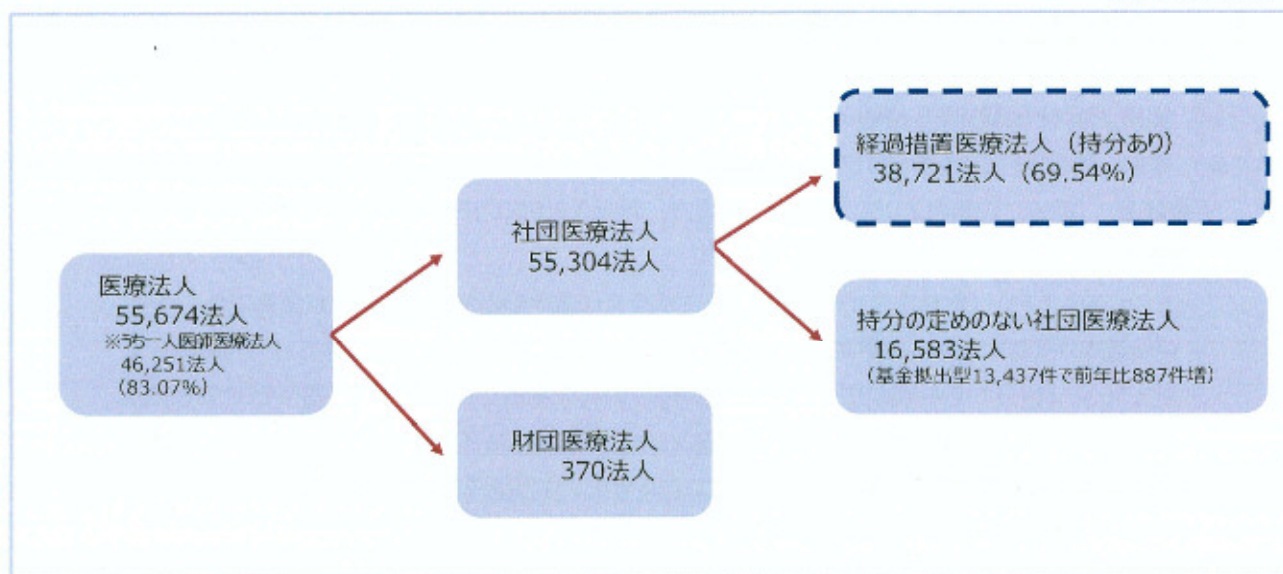
税理士法人青木会計

2

2. 医療法人数(令和2年3月31日現在)

- 医療法人総数は1年間で884法人増加している。増加している法人の形態は「基金拠出型医療法人」である。
- 医療法人のうち、出資持分のありの「経過措置医療法人」の占める割合は69.54%で、前年比▲542法人減少している。

令和2年3月31日現在

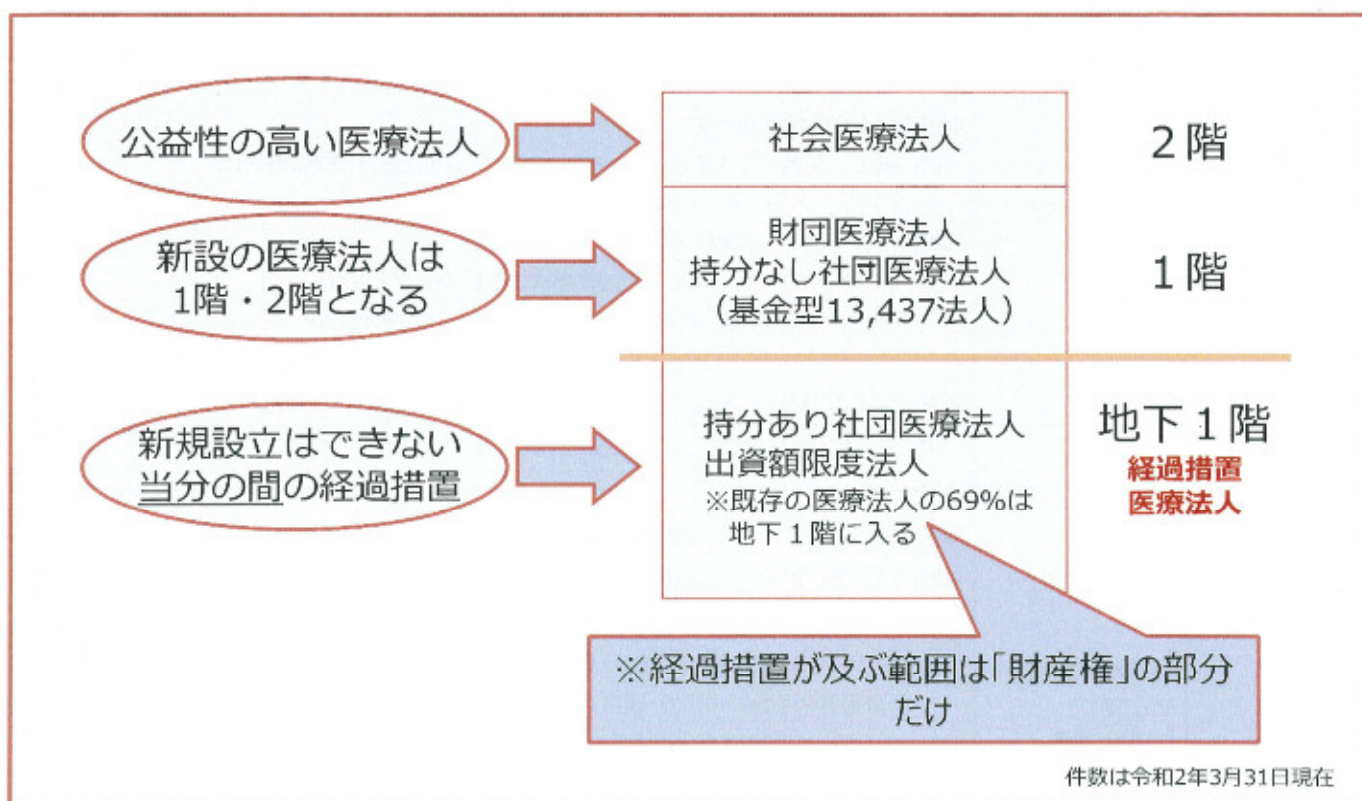


厚生労働省の調べによる

税理士法人青木会計

3

3. 第5次医療法改正後の医療法人制度のイメージ



4. 医療法人が営むことができる業務①

(1) 医療法人が営むことができる業務

社会医療法人以外の医療法人(一般の医療法人)が営むことができる業務は、次の2つに限定される。

- ①「**本来業務**」 ②「**附帯業務**」

なお、実務的には、本来業務及び附帯業務に附随して行われる業務(附随業務)も医療法人として営むことができる。

(2) 本来の業務(医療法第39条業務)

医療法人の本来業務は、医療法第39条に規定されている**病院、診療所、介護老人保健施設**又は**介護医療院**の開設・運営である。

厚生労働省の示すモデル定款でも、「本社は、病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)を運営し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。」と示されている。これが医療法人の本来業務となる。

(3) 附随業務と附帯業務

医療法人は本来業務の他、本来業務に附随する業務を行うことができる。(収益業務の規模とならないもの)

附随業務に似た言葉で「附帯業務(医療法第42条)」があるが、附随業務と附帯業務は全く異なるものである。

附随業務の具体例は、病院の前の敷地を駐車場として入院及び外来患者のために1時間数百円程度で賃貸すること、職員食堂の運営、医療施設内の売店などが考えられる。

4. 医療法人が営むことができる業務②

■ 医療法人の業務範囲と区分

法人	業務	内容
一般の医療法人・特定医療法人 社会医療法人	本来業務 (医法39)	医療法39条に定める施設の運営 (例) 病院、(常勤医師・歯科医師) 診療所、介護老人保健施設、介護医療院の運営
	附帯業務 (医法42)	医療法42条1項に定める業務(定款等記載が必要) (例) 訪問看護ステーション、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム 企業主導型保育事業、産後ケア(市町村の委託を受けて実施するもの) など
	附随業務	本来業務及び附帯業務に附随して発生する業務で収益業務的な規模に至らないもの (例) 患者用駐車場、職員食堂、医療施設内の売店など
	収益業務 (医法42の2)	厚生労働大臣が認めた一定の収益業務(定款等記載が必要) (例) 介護用品等の販売、医療用機器の貸付け、一般駐車場経営など
	附帯業務のうち社会福祉法に基づく社会福祉事業 (医法42)	第1種 (ケアハウス、知的障害者施設など児童入所施設、身体障害者療護施設など障害者入所施設の設置・運営) (注) 社福限定の特別養護老人ホーム等は対象外 第2種 (保育所など通所施設、デイサービスセンターなど通所施設の設置・運営)

5. 医療法人の機関

1 医療法人の機関

医療法では、「**社団**たる医療法人は、**社員総会、理事、理事会**及び**監事**を置かなければならない。」と規定している。また、「**財団**たる医療法人は、**評議員、評議員会、理事、理事会**及び**監事**を置かなければならない。」と規定している。

2 社員と社員総会での議決権

社団医療法人の最高意思決定機関は社員総会である。その構成員が「社員」である。社員総会では「**社員は、各一個の議決権を有する**。」とされている。

社員には自然人になる場合が多いが、法人(営利を目的とする法人を除く。)も社員となることができる。経過措置医療法人では「**持分**」概念があるが、これは**財産権**を指す。を持つ社員と持分を持たない社員に分かれる。なお、法人社員が持分を持つことは、法人運営の安定性の観点から適当でないといわれている(運営管理指導要綱)。

3 役員を選任

「医療法人には、役員として、**理事3人以上及び監事1人以上**を置かなければならない。」とされている。ただし、「理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、1人又は2人の理事を置けば足りる。」とされている。

社団医療法人の役員は、「**社員総会の決議によって選任すること**。」、財団医療法人の役員は、「**評議員会の決議によって選任すること**。」とされている。また、「医療法人と役員の関係は、民法の委任に関する規定に従うこと」とされており、一般的に「**善管注意義務(民法644)**」と呼ばれる職務上の法的義務などを負う。

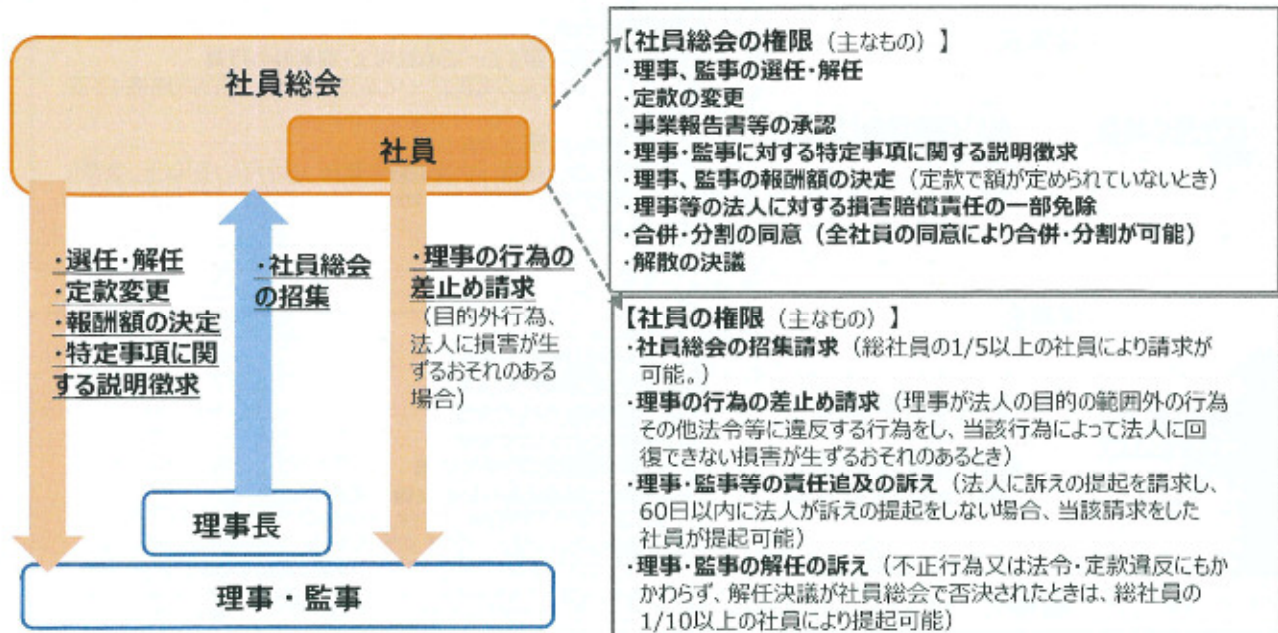
(注) 役員としての適格性

次に該当する者は医療法人の役員に就任することはできない。

- ① 法人
- ② 欠格事由に該当している者
 - (イ) 成年被後見人又は被保佐人
 - (ロ) 医療法、医師法等、医療法施行令5条の5の7(注)に定める医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (ハ) (ロ)に該当する者を除くほか、刑法等において禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

5. 医療法人の機関（社員・社員総会）

- 社員は、社団たる医療法人の最高意思決定機関である社員総会の構成員としての役割を担う。
- 社員総会は、事業報告書等の承認や定款変更、理事・監事の選任・解任に係る権限があり、このことにより、法人の業務執行が適正でない場合には、理事・監事の解任権限を適切に行使し、適切な法人運営体制を確保することも社員総会の責務である。

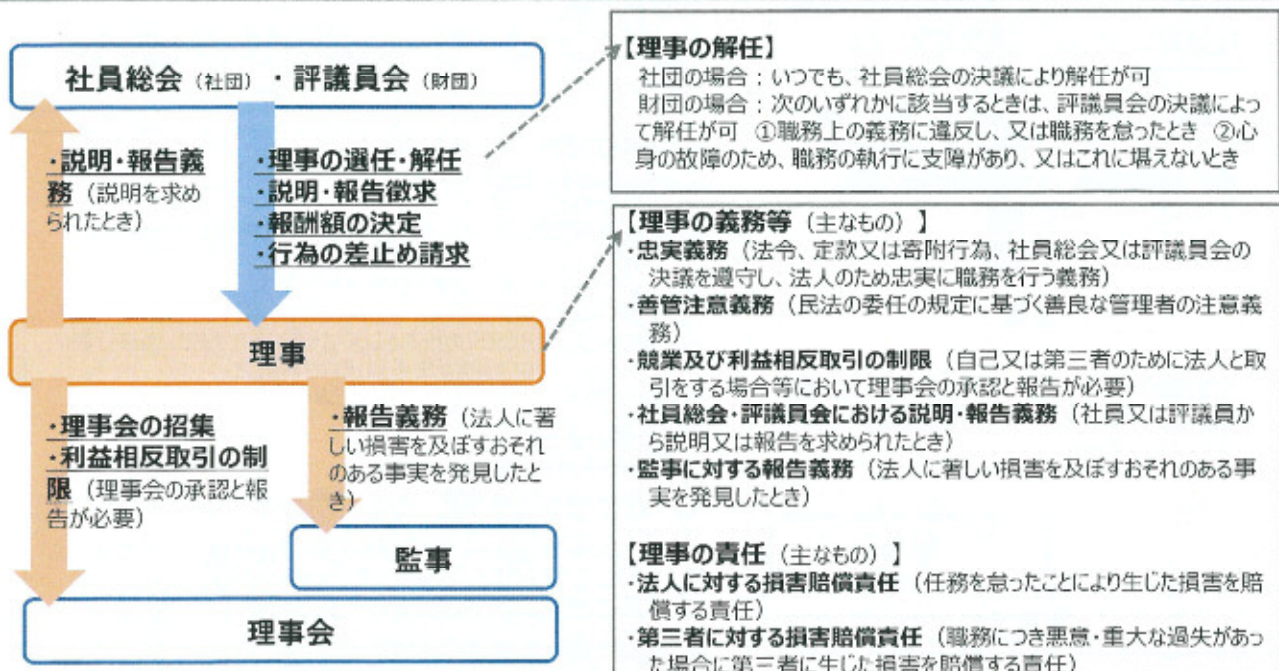


税理士法人青木会計

8

5. 医療法人の機関（理事）

- 医療法人の理事は、理事会の構成員として、医療法人の業務執行の意思決定に参画する。
 - また、忠実に職務を行う義務、法人に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときの監事への報告義務などが課せられ、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがある。
- ※理事会の決議に参加した理事は、議事録に異議をどめない場合、その決議に賛成したものと推定される。

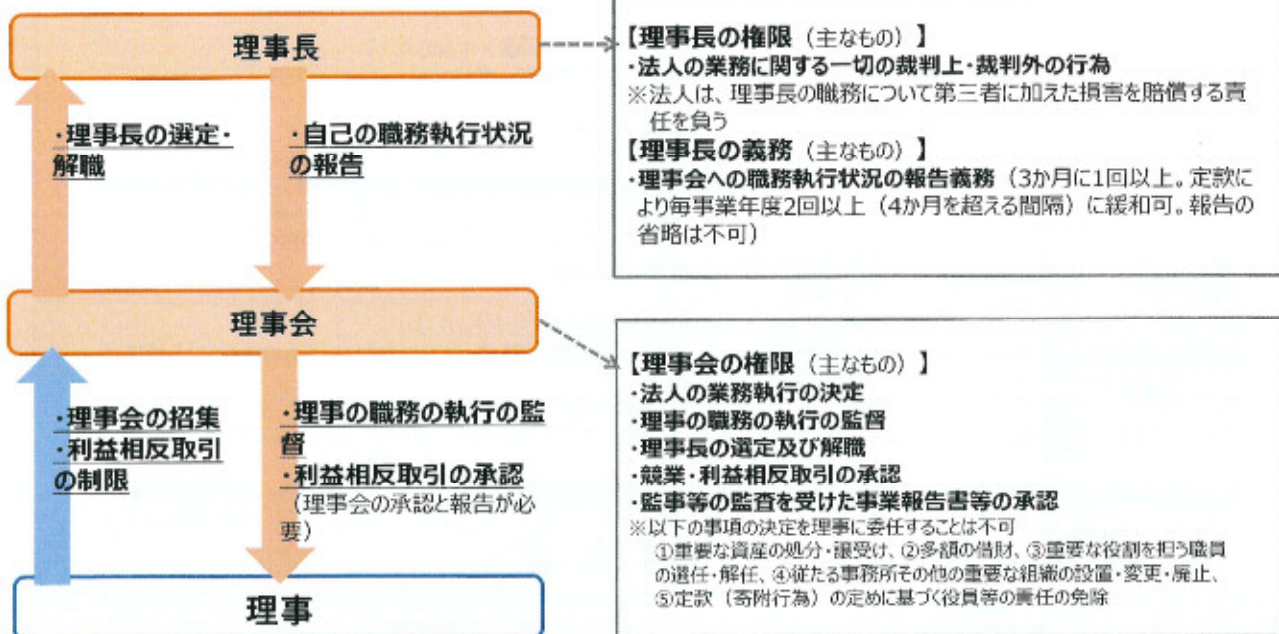


税理士法人青木会計

9

5. 医療法人の機関（理事会・理事長）

- 理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督し、理事長を選出・解職する権限を持つ。
- 理事長は、法人を代表し、法人の業務を執行する。また、自己の職務執行の状況を理事会に報告する義務がある。**※医療法人の理事長は、原則、医師又は歯科医師である理事が就任する。**

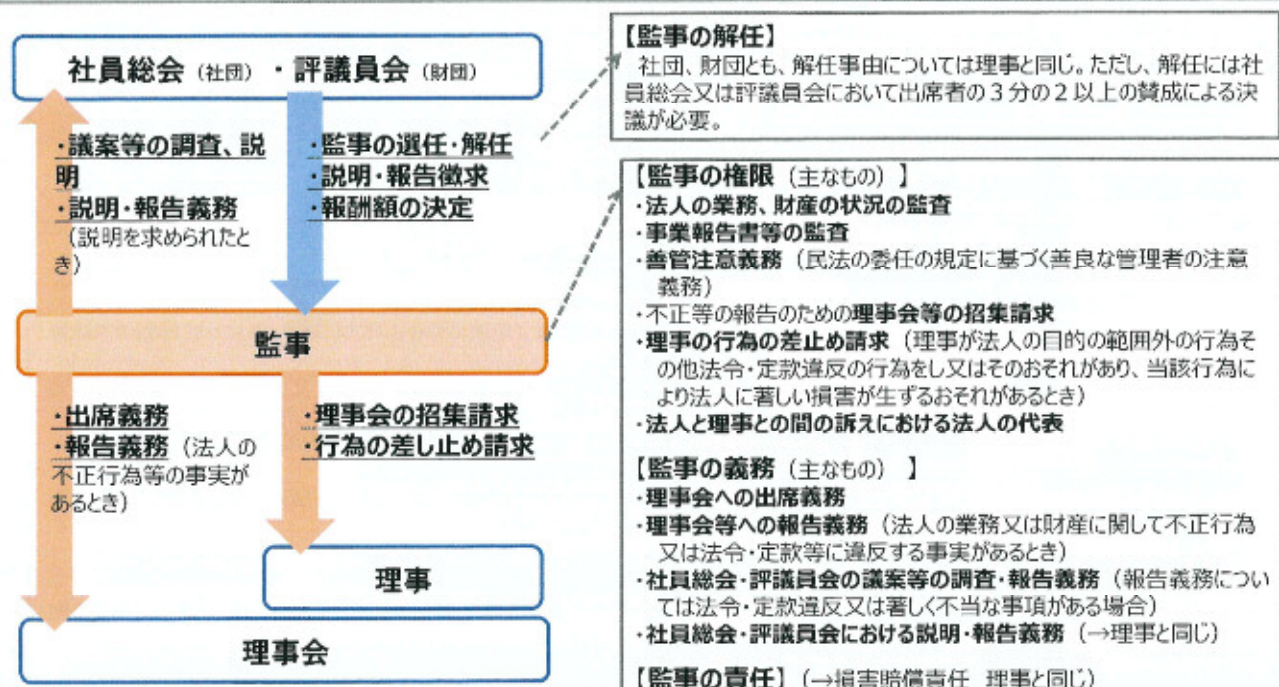


税理士法人青木会計

10

5. 医療法人の機関（監事）

- 監事は、医療法人の業務、財務の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、社員総会又は評議員会及び理事会に提出する。このため、監事には各種の権限が付与され、また、義務が課されている。監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負うことになる。



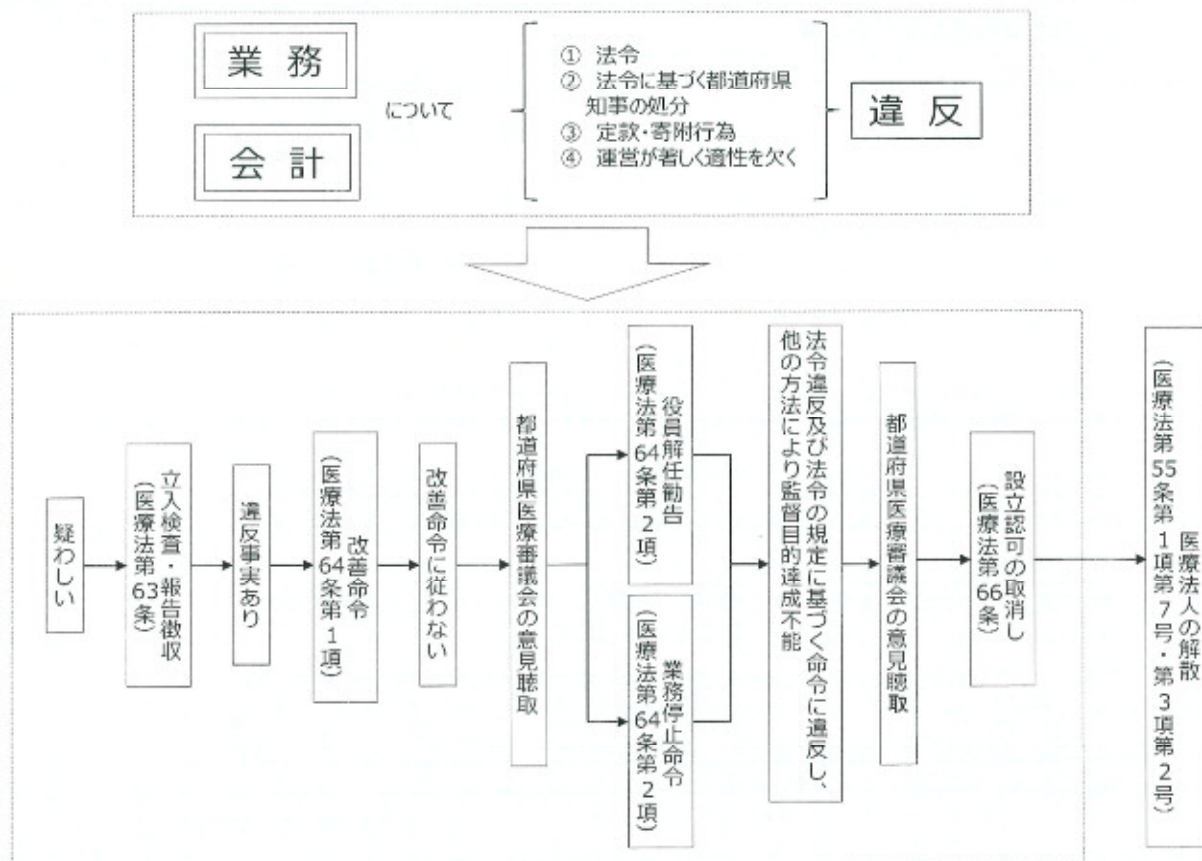
税理士法人青木会計

11

6. 剰余金の配当禁止規定

- 医療法人の非営利性
医療法人の営む医療事業は、制度発足以来、営利目的で行うことが禁止されてきた。これは、昭和 25 年の医療法改正により医療法人制度が制定されて以来、一貫している大原則である。
- 非営利 = 医療法第 54 条「配当禁止規定」
「医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。」
(注) 剰余金に類するものも同様の取扱いとされる (医療法人運営管理要綱)。
例：MS法人への過大業務委託費、理事長所有建物への過大家賃など
 - ・「関係事業者との取引状況に関する報告書」
 - ・定款変更時
- 罰則 (医療法第93条第7号)
剰余金の配当をした場合には、理事等は20万円以下の過料に処せられる。
- 医療法第 7 条第 6 項
「営利を目的として、病院等を開設しようとする者に対しては許可を与えないことができる」

参考) 医療法による医療法人に対する指導監督のフロー



7. 設立認可の取り消し

- 医療法第65条
 - ・医療法人が成立した後
 - ・医療法人の経営する全ての病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院を休止又は廃止した後
 - ・1年以内に正当な理由がなく病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院を開設しないとき、又は再開しないときは都道府県知事は設立認可を取り消すことができる。

- 医療法第66条
 - ・医療法人が法令の規定に違反した場合
 - ・法令の規定に基く都道府県知事の命令に違反した場合
 - ・他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、都道府県知事は設立の認可を取り消すことができる。
 - ・なお、都道府県知事は、設立の認可を取り消すに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

8. 医療法人運営管理指導要綱

- 厚生省健康政策局長通知

健政発第110号
 平成2年3月1日
 最終改正 医政発0913 第3号
 令和元年9月13日

各 都道府県知事 殿

厚生省健康政策局長

病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について

医療法人の運営管理の指導については、かねてから格段の御配慮を煩わしているところであるが、医療法人制度の普及及び変遷とともに、その果たすべき役割も一層大きなものとなっている。

いうまでもなく、医療法人は非営利性を明確に示した組織であり、あくまで健全な医療事業の経営と適切な法人運営を維持することによって、適正な医療の供給体制を構築することが要請される。このことは、何よりも自らの不断の努力によるべきものではあるが、同時に十分な指導監督も肝要である。

今般、都道府県において医療法人の指導を行うに当たって支障を生じないようにするため、従来の医療法人に関する指導、通達等を編集、整理し、「医療法人運営管理指導要綱」を別添のとおり制定することとしたので、医療法人の指導監督に当たっては十分留意するとともに適正な法人運営の確保について特段の配慮を願いたい。

なお、この指導要綱は、病院、介護老人保健施設又は介護医療院等を開設する医療法人について適用するものであり、いわゆる一人医師医療法人(医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団の医療法人)については、病院又は介護老人保健施設又は介護医療院等を開設する医療法人の運営とは異なることから、また、施行後まだ短時日でもあることから当該要綱は対象としないので留意されたい。

(※アンダーラインは筆者)

➤ 平成27年医療法改正(第7次改正 平成27年9月28日公布)

I 地域医療連携推進法人制度創設

(平成29年4月2日施行)

II 医療法人制度の見直し

- 1 医療法人のガバナンス強化 (平成28年9月1日施行)
- 2 医療法人の経営の透明性の確保 (平成29年4月2日施行)
 - (1) 会計基準の適用・外部監査の義務付け
 - (2) 計算書類の公告の義務付け
 - (3) 関係事業者との取引状況に関する報告書提出
- 3 医療法人に「分割」制度創設 (平成28年9月1日施行)
- 4 社会医療法人の認定要件見直し (平成28年9月1日施行)

1. 医療法人の会計

- 平成18年改正医療法 (第5次医療法改正)
「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする (旧医療法50)。」
- 平成27年改正医療法 (第7次医療法改正)
平成29年4月2日以後開始会計年度から
1. 「医療法人の会計は、この法律及びこの法律に基づく厚生労働省令の規定によるほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする (医療法50)。」
 2. 「医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない (医療法50の2①)。」
 3. 「医療法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない (医療法50の2②)。」
- 運営管理指導要綱
医療法人の会計帳簿等の整備状況については、
1. 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。
 2. 預金口座、通帳は法人名義になっていること。

- 「医療法人会計基準 (法人全体)」 と 「病院会計準則 (施設会計)」

2. 会計年度

➤ 医療法第53条（原則）

「医療法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。」

➤ 例外

「ただし、定款又は寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。」

➤ 実務上は

定款等でその医療法人の実情に合った会計年度を定める。

- ・診療科目
- ・税制
- ・その他の要素

3. 事業報告書等の作成

➤ 事業報告書等の作成義務

医療法人は、平成29年4月2日以後開始の会計年度から

「毎会計年度終了後2月以内に事業報告書等を作成しなければならない。」

➤ 「事業報告書等」とは

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書、
- 5 関係事業者との取引の状況に関する報告書

（注）関係事業者とは、理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。

- 6 その他厚生労働省令で定める書類

➤ B/S, P/L の10年間保存義務

医療法人は、会計帳簿や事業関連重要資料とともに「貸借対照表及び損益計算書を作成した時から10年間、保存しなければならない。」

様式第一号

法人名 _____ 中央税法人税理番号 _____

〒 _____

貸 借 対 照 表
(平成 年 月 日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 流動資産	×××	1 流動負債	×××
現金及び預金	×××	支払手形	×××
有価証券	×××	買掛金	×××
貸倒戻金	×××	買入金	×××
たな卸資産	×××	支払金	×××
繰越金	×××	支払費用	×××
繰上費用	×××	支払人税等	×××
繰上税金資産	×××	支払消費税等	×××
その他の流動資産	×××	繰上税金負債	×××
2 固定資産	×××	前受金	×××
1 有形固定資産	×××	前払金	×××
建物	×××	前払収益	×××
構築物	×××	引当金	×××
医療用設備品	×××	その他の流動負債	×××
その他の固定資産	×××	3 固定負債	×××
2 無形固定資産	×××	医療機関債	×××
権利取得費用	×××	長期借入金	×××
ソフトウエア	×××	繰上現金負債	×××
その他の無形固定資産	×××	その他の固定負債	×××
3 その他の資産	×××	負債合計	×××
有価証券	×××		
貸倒戻金	×××	1 資本金	×××
繰上費用	×××	2 剰余金	×××
繰上税金負債	×××	3 控除金	×××
その他の流動負債	×××	○の控除金	×××
前受金	×××	繰上利益剰余金	×××
前払金	×××	○の繰上利益剰余金	×××
前払収益	×××	繰上利益	×××
引当金	×××	繰上控除金	×××
その他の流動負債	×××		
		負債合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

(注) 1. 表中の科目について、取崩し科目は記載していませんが、これは、別に記すべき科目であると思われるものについては、当該資産、負債及び純資産を相手科目とした科目をもって、集計されていることがないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の当該科目を削除すること。
3. 非営利団体等法人は、純資産の部の当該科目を「たな卸資産」に包含せしめるとともに、代替科目の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 _____ 中央税法人税理番号 _____

〒 _____

損 益 計 算 書
(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
1 事業損益		
A 本事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		
(1) 事業費	×××	
(2) 本部費	×××	×××
本事業損益		×××
B 附随業務損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
附随業務損益		×××
C 収益業務損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
収益業務損益		×××
事業利益		×××
II 事業外収益		
受取利息	×××	
その他の事業外収益	×××	×××
III 事業外費用		
支払利息	×××	
その他の事業外費用	×××	×××
特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他の特別利益	×××	×××
特別損失		
固定資産売却損	×××	
その他の特別損失	×××	×××
税引前純利益		×××
法人税・住民税等の事業税	×××	
法人税等調整額	×××	
繰上控除金	×××	
繰上利益	×××	

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、取崩し科目は記載していませんが、これは、別に記すべき科目であると思われるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を相手科目とした科目をもって、集計されていることがないこと。

4. 事業報告書等の閲覧・届出

1 主たる事務所での事業報告書等の閲覧

(1) 事業報告書等の閲覧

医療法人（51条2項法人を除く。）は、次に掲げる書類をその主たる事務所に備えて置き、**社員や評議員、債権者**から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 一 事業報告書等
- 二 監事の監査報告書
- 三 定款又は寄附行為

(2) 5年間の備え置き

事業報告書等を承認する社員総会の日の1週間前から**5年間**、事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士等の監査報告書をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 従たる事務所での事業報告書等の閲覧

上記1の書類の備え置きと閲覧の取り扱いは、**従たる事務所でも同様の取り扱い**とされる。ただし、その期間は**3年間**で、備え置く書類等は「写し」とされる。

3 事務所等での備え置き・閲覧に対する罰則

書類の備え付けを怠ったり、書類に記載すべき事項を未記載とした、又は、虚偽記載をした場合、正当な理由がないのに閲覧を拒んだときは、医療法人の理事や監事等には**20万円以下の過料**が課される。

4 都道府県知事への届出と閲覧

医療法人は、**毎会計年度終了後3月以内に**、次に掲げる書類を**都道府県知事に届け出なければならない**。

- 一 事業報告書等
- 二 監事の監査報告書
- 三 医療法第51条第2項の医療法人は、公認会計士等の監査報告書

この届出をしない場合や虚偽の届出をした場合には、医療法人の理事や監事等には**20万円以下の過料**が課される。**都道府県知事は、これらの届出書類や定款・寄附行為について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならない。**医療法では、都道府県での閲覧対象者を限定していない。**誰でも閲覧が可能**である。閲覧できる届出書類は、**過去3年間に届出したもの**となる。

5. 会計基準の適用と外部監査・公告の義務付け

1 医療法第51条第2項の医療法人の会計基準適用と外部監査の義務付け

医療法人の経営の透明性の確保の観点から医療法で、平成29年4月2日以後に始まる会計年度から、医療法第51条第2項に該当する医療法人は公認会計士等の外部監査やその監査対象となる貸借対照表及び損益計算書について、「医療法人会計基準」による作成が義務付けられた。

➤ 医療法第51条第2項に該当する医療法人とは以下の(1)(2)に該当する医療法人をいう。

(1) 医療法人（社会医療法人を除く。）

イ 貸借対照表の**負債**の部に計上した額の合計額が**50億円以上**
又は

ロ 損益計算書の**事業収益**の部に計上した額の合計額が**70億円以上**

(2) 社会医療法人

①次に掲げる社会医療法人

イ 貸借対照表の**負債**の部に計上した額の合計額が**20億円以上**
又は

ロ 損益計算書の**事業収益**の部に計上した額の合計額が**10億円以上**

②社会医療法人債を発行している社会医療法人

※「合計額」は決算終了後2月以内に作成した事業報告書等で理事会の承認を受けたものの最終会計年度の合計額で判定。

公認会計士等の監査を受けた事業報告書等は理事会の承認を受けなければならない。理事会の承認を受けた後、その事業報告書等を社員総会又は評議員会に提出して承認を受けなければならない。

2 事業報告書等の公告

社会医療法人以外で負債額50億円以上又は収益額70億円以上である医療法人とすべての社会医療法人は、社員総会等により承認を受けた「**貸借対照表**」と「**損益計算書**」を公告しなければならない。なお、公告は次のいずれかの方法による。

イ 官報に掲載する方法、ロ 日刊新聞紙に掲載する方法、ハ 電子公告（ホームページ）

※**電子公告（ホームページ）で公告する場合には、貸借対照表と損益計算書を承認した社員総会の最終後3年経過日までの間、継続して公告する必要がある。**

6. 関係事業者との取引の状況に関する報告書 ①

➤ 「関係事業者」とは

医療法では「理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。」と規定されている。

具体的には

✓ 医療法人と②の取引を行う場合における①に掲げる者

① ②に掲げる取引を行う者

イ 医療法人の役員・その近親者（配偶者又は二親等内の親族）

ロ 医療法人の役員・その近親者が代表者である法人

ハ 医療法人の役員・その近親者が、株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人

ニ 他の法人の役員が、医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人

ホ ハの法人の役員が、他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人

② 医療法人と行う取引

イ 事業収益又は**事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ**医療法人の会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額）又は**事業費用の総額**（本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の**10パーセント以上を占める取引**

ロ 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ医療法人の会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の**10パーセント以上を占める取引**

ハ 特別利益又は**特別損失の額が、1千万円以上である取引**

ニ **資産又は負債の総額が、医療法人の会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引**

ホ **資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ**当該医療法人の会計年度の末日における**総資産の1パーセント以上を占める取引**

ヘ 事業の譲受又は譲渡の場合にあっては、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ医療法人の会計年度の末日における**総資産の1パーセント以上を占める取引**

6. 関係事業者との取引の状況に関する報告書 ②

▶ 報告書の記載事項

報告書には、関係事業者との取引について、次に掲げる事項を関係事業者ごとに記載しなければならない。

- イ 関係事業者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計期末における総資産額及び事業の内容
- ロ 関係事業者が個人の場合には、その氏名及び職業
- ハ 医療法人と関係事業者との関係
- ニ 取引の内容
- ホ 取引の種類別の取引金額
- ヘ 取引条件及び取引条件の決定方針
- ト 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
- チ 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

▶ 記載を要しない取引

関係事業者との間の取引のうち、次に定める取引については、記載を要しない。

- イ **一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引**
- ロ **役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い**

様式5

様式5

法人名 _____
所在地 _____

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の 内容	関係事 業者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事 業者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

7. 各種医療法人の概要と主な特徴

	医療法人	出資額限度法人	特定医療法人	社会医療法人
根拠法	医療法39条	なし	租税特別措置法67条の2	医療法42条の2
認可・承認	都道府県知事の認可	都道府県知事の認可 (定款規定)	国税庁長官の承認(税制)	都道府県知事の認定 (定款変更)
主な要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・資産要件…医療法人は、その業務を行うに必要な資産(施設、設備、又は資金)を有しなければならない。 ・役員数…理事3名・監事1名以上 ・理事長…原則、医師又は歯科医師 	同左	医療法人のうち <ul style="list-style-type: none"> ・財団又は持分の定めのない社団 ・同族割合3分の1以下 ・特別利益供与禁止 ・残余財産は国等に帰属 ・法令違反の事実なし ・社保診療比率80%超 ・給与3600万円以下 ・差額ベッド30%以下等 	医療法人のうち <ul style="list-style-type: none"> ・財団又は持分の定めのない社団 ・同族割合3分の1以下 ・救急医療等確保事業(救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療)を担う ・残余財産は国等に帰属 ・社保診療比率80%超 ・役員報酬基準明示
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・普通法人(全所得課税) ・持分なし社団は基金拠出型法人が可能 ・「持分あり」は経過措置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通法人(全所得課税) ・出資額限度法人も経過措置医療法人の一形態である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通法人(全所得課税)、ただし、軽減税率(法人税率19%)課税 ※平成24年4月1日から令和5年3月31日までに開始する事業年度においては、年800万までの部分につき15% 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人等(収益事業課税、一定の医療保健業非課税) & 軽減税率 ・固定資産税非課税 ・収益業務が可能 ・社会医療法人債発行可

8. 社会医療法人の認定要件

1. 救急医療等の事業に関する要件

【主な要件】

- 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療の医療連携体制を担う医療機関として医療計画に記載されていること
- 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療について、以下の実績を有していること 等

救急医療	休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)/初診料算定件数=20%以上、又は、夜間休日搬送受入件数=年間750件以上 ※精神科救急:年間時間外診療件数=3カ年で人口1万対7.5件
災害医療	救急医療の基準の8割の実績を有しており、かつ、DMAT(災害派遣医療チーム)を保有し防災訓練に参加したこと
へき地医療	病院の場合は、週1回を超えて巡回診療・医師派遣を行っていること(直近に終了した会計年度の延べ派遣日数(派遣日数を医師数で乗じた日数)が53日以上であること) へき地における診療所の場合は、週4日を超えて診療をおこなっていること(直近に終了した会計年度の診療日が209日以上であること。)
周産期医療	ハイリスク分娩管理加算=年1件以上、かつ、分娩件数=年500件以上、かつ、母体搬送受入件数=年10件以上
小児救急医療	乳幼児休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)/乳幼児加算初診料算定件数=20%以上

2. 公的な法人運営に関する要件

【主な要件】

- 役員等についての同族性が排除されていること
- 法人解散時の残余財産が国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属する(持分がない)こと
- 社会保険診療に係る収入金額が全収入金額の8割を超えること
- 理事等に対する報酬について、支給の基準を定め、公開していること 等

➤ 令和3年度税制改正「社会医療法人の認定要件の特例的取扱い」(厚労省HPより)

社会医療法人の認定要件の特例的取扱い

(所得税、法人税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、不動産取得税、都市計画税、地方消費税、特別土地保有税)

1. 大綱の概要

社会医療法人制度における認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することの要件について、関係法令の改正により、夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加した後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずる。

2. 背景

- 新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。)の影響により、認定要件のうち、救急医療等確保事業(※)の実績を満たさないケースが想定されることから、特例的な認定要件を設定することにより、適切な地域医療提供体制を継続的に確保する。

(※) 救急医療、精神科救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療

【特例的な基準値】

- 救急医療及び災害医療の実施における認定について
 - ・ コロナの影響の生じた会計年度の実績について、現行の要件における基準値にコロナによる実績の落ち込みを踏まえた一定の減少割合を乗じ、3会計年度平均を算出した数値を特例的な基準値として設定する。
- 併せて、
 - ・ 患者や職員がコロナに罹患したこと等により保健所からの要請を受けて医療機関全体や一部を休業した場合
 - ・ へき地診療所への医師派遣やへき地における巡回診療の実施に当たって、感染防止のために地方自治体から自粛要請を受けて医師派遣や巡回診療を行うことができなかった場合には休業した日数や自粛要請を受けた日数に相当する件数を認定要件における基準値から控除する。

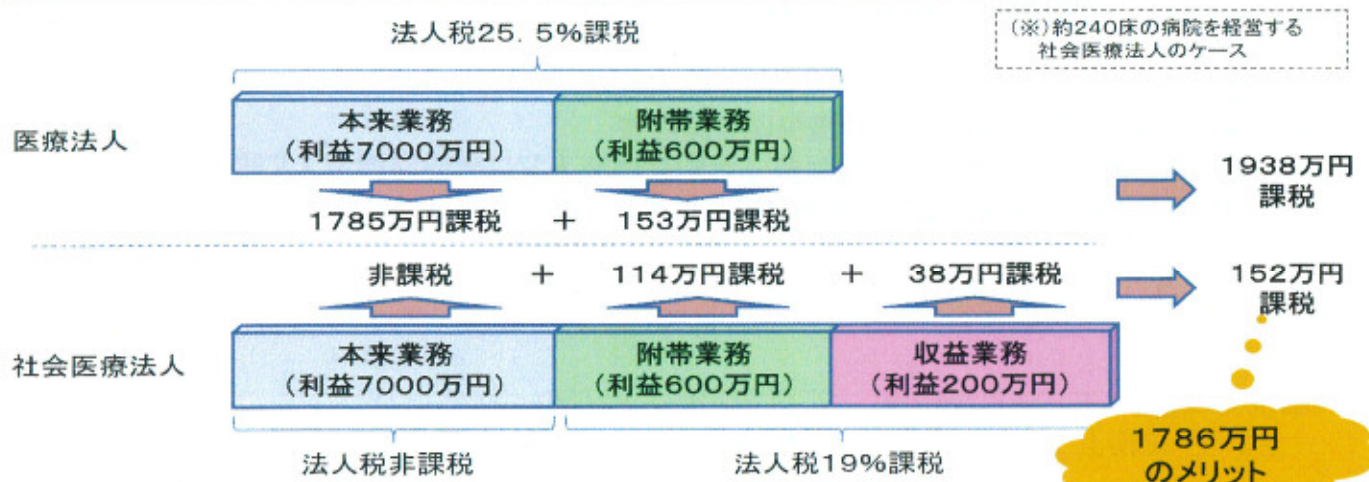
10

9. 社会医療法人の税制上のメリット

社会医療法人の税制上のメリット

- 医療保健業については、法人税が非課税
- 医療保健業以外の業務については、法人税率は軽減税率(19%)が適用
- 救急医療等確保事業を行う病院・診療所の固定資産税・都市計画税・不動産取得税が非課税
- 本来業務に充当する収益業務の収益をみなし寄付金として、所得の50%を限度に非課税

医療法人と社会医療法人の法人税の取扱いの比較(モデルケース※)



(注) 復興特別法人税(10%増し)を加味すると、25.5%→28.05%、19%→20.9%となるが、省略している。

10. 持分と経過措置医療法人

➤ 「持分」とは

「定款の定めるところにより、出資額に応じた払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」

➤ 持分の定めのある社団医療法人（＝経過措置医療法人）の定款

第〇条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

（注）定款による社員資格喪失事由は「除名」、「**死亡**」、「**退社**」

第〇条 本社団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。

➤ 持分の権利評価（＝医療法人の経営リスク）

- ・社員資格喪失時・解散時、「**時価純資産**」による**算定が可能**である（判例確定）。
- ・財産的価値があるので「**相続税**」の課税対象とされる。⇒非上場株の評価を参照する。

➤ **経過措置医療法人**とは

平成18年改正医療法で「**当分の間**」存続が認められた「持分の定めのある社団医療法人」

➤ 税制上の取扱い

法人税法上は「**普通法人**」。事業税では「**特別法人**」に該当し、法人事業税の税率が軽減され、社会保険診療報酬等に係る所得は非課税、予定申告等は不要、外形標準課税の対象外。「持分」は相続税・贈与税とも課税対象となる。

11. 「持分なし」医療法人と基金拠出型医療法人

➤ 解散した医療法人の残余財産の帰属先

医療法第56条 解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

➤ 「持分なし」医療法人のモデル定款

この法人が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの

➤ 設立するなら「基金拠出型医療法人」

課税上の観点から、**医療法人の新規設立は「基金拠出型医療法人」がよい**のではないかと

・事例（現金2千万円を基金拠出して新規で医療法人社団を設立した。）

会計上・税務上 （借方）現預金2,000万円 / （貸方）基金2,000万円

※「**基金**」は劣後債

12. 一人医師医療法人

➤ 制度発足当初の医療法人の要件

昭和23年に制定された医療法が昭和25年に改正された際、医療法人制度が生まれた。当初の医療法人制度では「病院又は医師 若しくは歯科医師が常時3人以上勤務する診療所」のように診療所については一定規模以上のものについて法人化の途を開いていた。

➤ 第一次医療法改正

昭和60年12月、制度発足以来 35 年間にわたり変更がなかった医療法人制度が改正され、

「病院又は医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所」の場合にも医療法人化の途が開かれた。

常勤医師又は歯科医師が1人・2人で診療所を開設している法人を通称「一人医師医療法人」という（法的名称ではない）。この改正は昭和61年10月1日に施行された。

一人医師医療法人制度が設けられた趣旨は、従来の個人診療所という一元的経営と違い、法人としての組織的運営を可能とし、また、医業経営と家計の分離を明確にすることにより、プライマリ・ケアという重要な役割を中心的に担っていく診療基盤を強化し、設備、機能の充実を図り診療所経営の近代化、合理化を図ることを目的としたものである。

13. 一人医師医療法人の比較（経過措置VS基金拠出型）

➤ 経過措置医療法人（持分あり）

- ・「持分あり」とは、出資社員に財産権があるということ。
例：出資1,000万円が時価で37億円の評価となった事例あり
- ・「相続税課税」と「持分の払戻請求」の脅威がある。

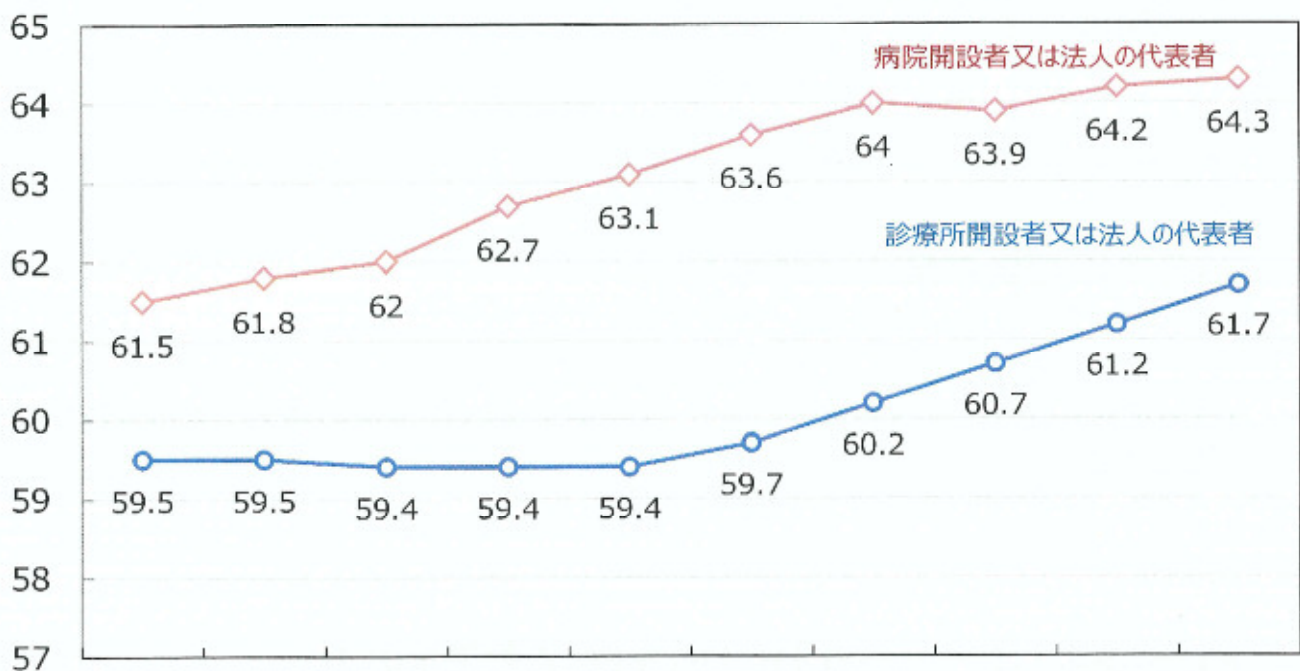
➤ 基金拠出型医療法人（持分なし）

- ・「基金」とは劣後債（無利息）。
例：基金1,000万円を拠出した場合、1,000万円を超える評価にはならない。
- ・持分に対する相続税課税なし！ ☞ 医療法人の内部留保の承継には相続税はかからない！
しかし、解散時の残余財産は国等に帰属する。
（注）基金は債権として相続税の課税対象となる。

➤ 両者の違いは解散・退社時の「財産権」の有無のみ！

医療法人の相続・事業承継

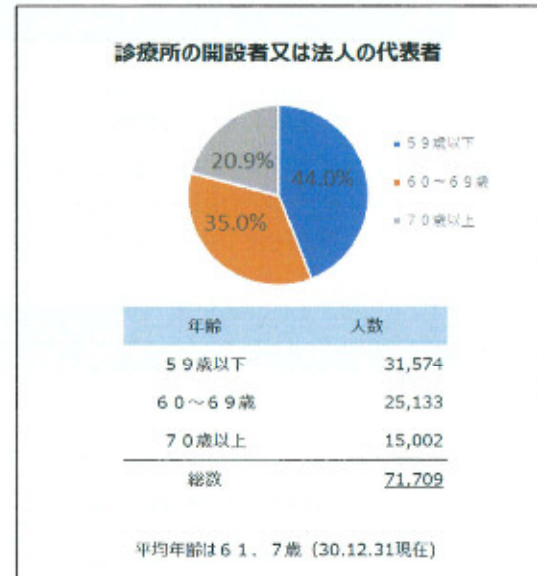
1. 医師の平均年齢の推移(厚生労働省 医師・歯科医師・薬剤師統計より)



平成12年 平成14年 平成16年 平成18年 平成20年 平成22年 平成24年 平成26年 平成28年 平成30年

2. 医療機関経営者の年齢(平成30年)

➤ 病院・診療所の開設者又は法人の年齢構成



出典：厚生労働省 平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計より

3. 医療施設数・介護老人保健施設数と医療法人のシェア

➤ 開設者別に見た施設数・病床数

	病院		一般診療所		歯科診療所		介護老人保健施設			
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	施設数				
総数	8,247	100.0%	1,512,435	102,912	100.0%	87,398	68,197	100.0%	4,335	100.0%
医療法人	5,691	69.0%	844,003	44,242	43.0%	67,059	15,151	22.2%	3,285	75.8%
個人	160	1.9%	14,958	40,584	39.4%	14,624	52,430	76.9%	-	-
総数に占める比率	5,851	70.9%	858,961	84,826	82.4%	81,683	67,581	99.1%	3,285	75.8%

病院・診療所数は令和2年8月31日、介護施設数は平成30年10月1日現在

- ✓ 病院の総数は8,247施設。
医療法人の開設する病院は5,691施設あり、総数の69.0%。個人の開設する病院は160施設あり、総数の1.9%（合わせて70.9%）。医療法人立と個人立合わせた病床数は858,961床で全体の56.8%。
- ✓ 一般診療所の総数は102,912施設。
医療法人の開設する診療所は44,242施設あり、全体の43.0%。個人の開設する診療所は40,584施設あり、総数の39.4%（合わせて82.4%）。
- ✓ 歯科診療所の総数は68,197施設。
医療法人の開設する歯科診療所は15,151施設あり、総数の22.2%。個人の開設する歯科診療所は52,430施設あり、総数の76.9%（合わせて99.1%）。
- ✓ 介護老人保健施設の総数は4,335施設。
医療法人の開設する介護老人保健施設の比率は、総数の75.8%。

出典：厚生労働省 医療施設動態調査、介護サービス施設・事業所調査より作成

➤ 一人医師医療法人の相続・事業承継とその対応

1 一人医師医療法人ブーム

- (1) 一人医師医療法人制度創設（昭和61年～）＋医師優遇税制の改正（平成元年）により爆発的に設立された。
- (2) 平成元年5,063法人増。H元年～4年で11,648法人が増加した。
- (3) 設立後30年超経過した法人経営者の承継が必須となっている。（理事長と奥様が退職される。）

2 相続・事業承継への対応

- (1) 後継者はいるのか、いないのか。（身内か、他人か）
- (2) 役員退職給与を誰にいくら支給するか。これをどう運用するか。
- (3) 医療法人は解散するか、承継するか。（M & Aも検討、**旧法の法人**）
- (4) 従業員の退職金準備など承継費用は準備できているか。
- (5) COVID-19により廃業やM&Aをしようとする（？）

➤ 役員退職給与の適正額（税務上）の算定法

1. 功績倍率法

役員退職給与を支給している他の医療法人の中で、その医療法人と事業規模や退職役員の地位等が類似する法人を選定し、その「功績倍率」にその役員の適正な最終報酬月額及び勤続年数を乗じて計算する方法

（功績倍率法の算式）

$$\begin{aligned} & \text{退職時の適正な役員報酬月額} \times \text{勤続年数} \times \text{功績倍率} \\ & = \text{役員退職給与の適正額} \end{aligned}$$

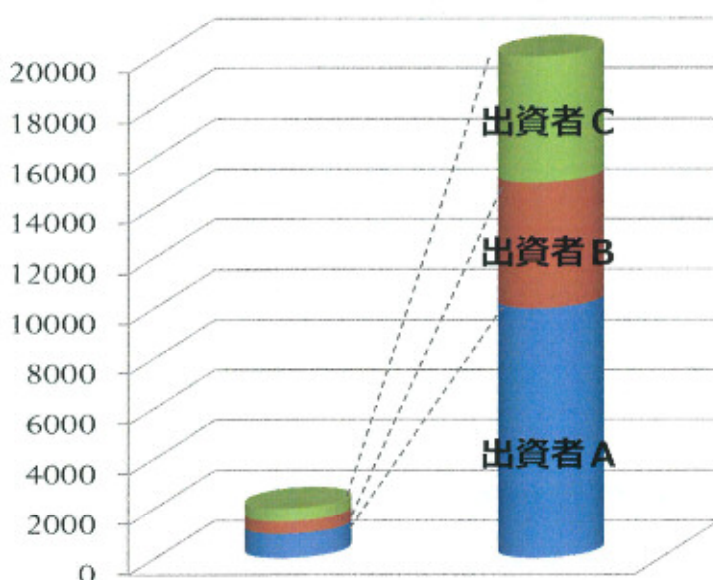
2. 「平均功績倍率法」と「最高功績倍率法」

判例では、「平均」が法令の趣旨に最も合致する合理的な方法とされ、採用例も数多い。これに対し、「最高」を用いる場合とは、同業類似法人の抽出基準が必ずしも十分ではない場合や、抽出件数が僅少であり、かつ、当該法人と最高倍率を示す同業類似法人とが極めて類似していると認められる場合などに限られる。

➤ 医療法人の役員退職給与についての留意点

- ✓ 勤続年数は個人開業時代をカウントできるか
- ✓ 「功労加算金」の割り増しはできるか
- ✓ 「分掌変更」による支給はできるか（注）分掌変更による未払退職金は損金不算入。
- ✓ 役員退職給与を「分割支給」することはできるか
- ✓ 「現物」での支給はできるか 例：社宅、生命保険契約、絵画、車両等
- ✓ 「役員退職給与規程」の作成は必須か
- ✓ 退職金に充当するための「生命保険の解約返戻金」の留意点
- ✓ 不相当に高額な役員退職金と医療法第54条（剰余金の配当禁止）

4. 純資産が増えた場合の持分の評価額増加のイメージ



	設立時	現在
出資者A	1800万円	90,000万円
出資者B	600万円	30,000万円
出資者C	600万円	30,000万円

資産が50倍に増加
⇒持分も50倍に増加

- 当初の出資額の比率割合に応じて持分割合が決定する。
- 残余財産・払戻しにおいては、その時点の法人資産を持分割合に応じて分配される。
- 「持分」は権利であり、相続・譲渡可能。

※法律上の定義

「持分」とは、「定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」

（平成26年改正医療法附則）

※最高裁判決(H22.4.8)

定款の「出資額に応じて返還を請求することができる。」との規定は、出資社員は退社時に同時点における法人の財産評価額に、同時点における総出資額中の当該出資社員の出資額が占める割合を乗じて算定される額の返還を請求することができることを規定したものと解するのが相当。

➤ 財産評価基本通達による出資評価の概要

1 原則

財産評価基本通達に定める「取引相場のない株式」の評価方法に準じて評価する。

- ✓ 「純資産価額方式」
- ✓ 「類似業種比準価額方式」
- ✓ 「併用方式」
- 規模区分
「従業員数」、「総資産価額」、「年取引金額」を基に「大会社」・「中会社」・「小会社」

2 実務上の勘所

- 「病院」を経営している場合、概ね従業員数は70人以上 ⇨「大会社」
- 「一人医師医療法人」の場合 ⇨概ね「中会社」
 - ・年間取引金額5億円以上……中会社「大」（Lの割合0.90）
 - ・年間取引金額2.5億円以上…中会社「中」（Lの割合0.75）
 - ・年間取引金額6千万円以上…中会社「小」（Lの割合0.60）

➤ 「大会社」と「中会社」の評価方法

□ 「大会社」

- ① 類似業種比準価額
- ② 純資産価額（相続税評価額による。）
- ③ いずれか低い金額

□ 「中会社」

- ① 類似業種比準価額×L + 純資産価額×（1 - L）
- ② 純資産価額（相続税評価額による。）
- ③ いずれか低い金額

➤ 類似業種比準価額方式の算式（1口50円換算）

$$A \times \frac{\text{㉞}}{C} + \frac{\text{㉟}}{D} \times \text{斟酌率}$$

A：類似業種の株価「**その他の産業**」

C：類似業種の利益金額

D：類似業種の純資産価額

㉞：医療法人の利益金額

㉟：医療法人の純資産価額

注：斟酌率 ☞ 大会社「0.7」、中会社「0.6」、小会社「0.5」

44

➤ 経過措置型医療法人の「出資持分」の特徴

1. 社団医療法人の構成員として「社員」が存在する。社員が出資した財産により医療法人の元入資産が形成される。
2. 社員には“出資をした社員”と“出資をしていない社員”が存在する。社員資格と出資は絶対要件ではない。
3. **社員は自然人か非営利法人。**
4. **営利法人（会社など）は持分を所有できるが社員にはなれない（議決権なし）。**
5. 出資割合による経営支配権に軽重はない。**社員は平等に一人1個の議決権を持つ。**
6. 医療法第54条で**剰余金の配当は禁止**されている。
7. 厚生労働省の示す旧モデル定款により死亡または退社等による**社員資格の喪失を理由に持分の払戻請求権が生じる。退社を希望する社員を強制的に引き留めることはできない。**
8. **社員の死亡は即退社となり相続人は持分に応じた「持分払戻請求権」を有することになる。**
9. 社員資格を保有したまま、持分の全部・一部を他の社員又は第三者に贈与または譲渡することは可能。

8. 持分「あり」から「なし」への移行(イメージ)

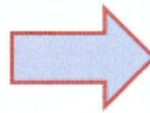
持分評価が高い持分あり社団医療法人（地下1階）が相続・事業承継対策のため自主的に持分なし（1階）に定款変更し移行する場合がある

1階	持分なし社団医療法人
地下1階	経過措置医療法人 (含み益がタツプリアる)

注：移行が強制されることはない。
手続きは「定款変更」

しかし、

同族経営
特別の利益供与など



医療法人に
贈与税課税!!

9. 持分「なし」への移行手続き

1 持分放棄の手続き

- ・ (社員全員の同意に基づく) 「定款変更」
- ・ 「持分なし」への移行日は定款変更の認可日となる。

2 医療法施行規則 第30条の39

- (1号) 社団である医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行することができる。
- (2号) 社団である医療法人で持分の定めのないものは、社団である医療法人で持分の定めのあるものへ移行できないものとする。

※「後戻り」は禁止されているので注意！！

10. 持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関する税制について(贈与税非課税基準)

◎相続税法第66条第4項、同施行令第33条第3項及び解釈通知に基づき、以下の要件に該当する場合には、贈与税は非課税。(なお、税務当局の個別判断により課税されることがある。)

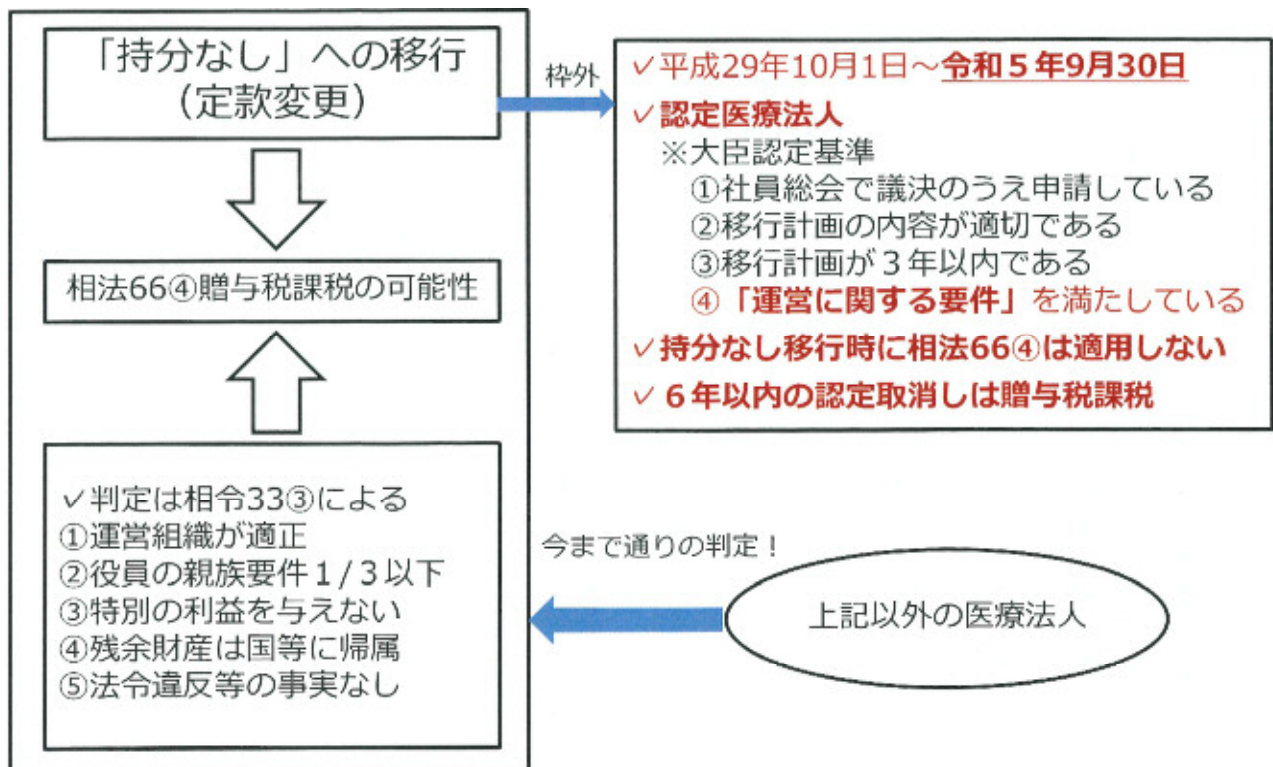
- (1) 運営組織が適正であること
- ①一定の事項が定款等に定められていること(理事6人以上、監事2人以上 など)
 - ②事業運営及び役員等の選任等が定款等に基づき行われていること
 - ③その**事業が社会的存在として認識される程度の規模**を有していること

社会医療法人を想定した基準を採用する場合	又は	特定医療法人を想定した基準を採用する場合
社会保険診療等(介護保険・助産を含む)に係る収入金額が全収入金額の80%超		社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%超
自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一		自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一
医業収入が医業費用の150%以内		医業収入が医業費用の150%以内
役員及び評議員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を明示		役職員に対する報酬等が3,600万円以下
病院、診療所の名称が医療連携体制を担うものとして医療計画に記載 ※がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。)、都道府県知事が特に必要と認める医療		(病院の場合)40床以上又は救急告示病院 (診療所の場合)15床以上及び救急告示診療所
		差額ベッドが全病床数の30%以下

- (2) **役員等(社員は含まれない)のうち親族・特殊の関係がある者は1/3以下であること(定款、寄附行為にその旨の定めがあること)**
- (3) 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
- (4) 残余財産を国、地方公共団体、公益社団・財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人(持分の定めのないもの)に帰属させること(定款、寄附行為にその旨の定めがあること)
- (5) 法令に違反する事実、帳簿書類の隠ぺい等の事実その他公益に反する事実がないこと

(みなし贈与課税問題)

医療法改正 & 税制改正(措法)



11. 運営に関する要件 → 「非課税8要件」

➤ 経過措置医療法人の「運営」と「事業」について、次のいずれにも該当すること
 <運営>

- ① 法人関係者に対し、特別利益を与えないこと
- ② 役員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めていること
- ③ 株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと
- ④ 遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと
- ⑤ 法令に違反する事実、帳簿書類の隠蔽等の事実その他公益に反する事実がないこと

<事業>

- ⑥ 社会保険診療等（介護、助産、予防接種含む）に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること
- ⑦ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一基準によること
- ⑧ 医業収入が医業費用の150%以内であること

12. 特別利益供与で留意が必要な点

- Q 1 特別利益供与の有無を誰が判定するか…
- Q 2 厚労省は、取引をどうやって把握するか…
- Q 3 認定申請時に立入検査はあるのか…
- Q 4 理事長専用の「社宅」は特別利益供与になるか…
- Q 5 勤務医師招聘のための「医師専用社宅」は認められるか…
- Q 6 理事長専用「車両」の留意点は何か…
- Q 7 各種会員権はどうなる…
- Q 8 MS法人との取引の留意点は何か…
- Q 9 理事長個人が所有する建物は診療所として賃貸できるか…
- Q 10 理事長の親族役員・親族従業員に給与は支払えるか…
- Q 11 役員対象の生命保険には加入できるか…
- Q 12 過去に特別利益供与があった場合には認定申請できないか…

13. 役員給与等、法令違反の留意点

(役員給与等)

- Q 1 役員給与規定がない場合は…
- Q 2 役員退職金規定がない場合は…
- Q 3 理事長報酬はいくらまで認められるか…
- Q 4 現在の年間報酬が1億円だが…
- Q 5 給与を引下げたら認定申請はできるか…
- Q 6 持分なし後、6年過ぎたらどうなるか…

(法令違反)

- Q 1 法定（医療法など）の定員数不足の場合…

14. 認定医療法人制度の3年間延長(税制改正大綱)

☞令和2年度税制改正大綱（50ページ）

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を3年延長する。

⇒認定医療法人制度3年間延長

適用期限：令和5年9月30日まで

ところが、医療法が改正されなかった！！

認定医療法人制度の3年間延長（厚労省HPより）

1. 大綱の概要

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を3年延長する。

2. 制度の内容

持分あり医療法人 → 大臣認定 → 持分なし医療法人



【認定要件】

- ・ 社員総会の議決があること
- ・ 移行計画が有効かつ適切であること
- ・ 移行計画期間が3年以内であること
- ・ 法人関係者に利益供与しないこと
- ・ 役員報酬について不当に高額にならないよう定めていること
- ・ 社会保険診療に係る収入が全収入の80%を超えていること 等

ただし、持分なし医療法人へ移行後6年を経過する日までの間に、認定要件を満たさなくなったときは、認定を取り消す。

【認定医療法人のメリット】

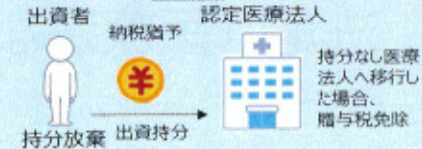
① 相続税の納税猶予



② 出資者間の贈与税の納税猶予



③ 医療法人への贈与税の納税猶予



（事例1）

相続開始後に納税猶予手続きを経て「持分なし」へ移行した場合

□財産状況等

- ・ 相続人は後継者であるAのみである。
- ・ 出資持分の相続税評価額5億円（出資額1,000万円、利益剰余金部分：4億9,000万円）、その他の財産は1億円で相続財産の合計額は6億円である。
- ・ **認定医療法人制度を利用し、納税猶予を受けて、「持分なし」へ移行する。**

【1 本来の相続税額】

- ・ 課税遺産額：6億円 - (3,000万円 + 600万円 × 1人) = 5億6,400万円
- ・ 相続税額：5億6,400万円 × 50% - 4,200万円 = 2億4,000万円

【2 相続税の納税猶予額】※持分なしに移行した時点で猶予税額は免除される。

- ・ 課税遺産額：5億円 - (3,000万円 + 600万円 × 1人) = 4億6,400万円
- ・ 相続税額：4億6,400万円 × 50% - 4,200万円 = 1億9,000万円

【3 相続税の納税額】

- ・ (1 - 2) = 5,000万円の相続税を納税する。

(事例2)
相続開始前に「持分なし」へ移行した場合

□財産状況等

- ・相続人は後継者であるAのみである。
- ・出資持分の相続税評価額5億円（出資額1,000万円、利益剰余金部分：4億9,000万円）、その他の財産は1億円で相続財産の合計額は6億円である。
- ・**認定医療法人制度を利用し、相続開始前に「持分なし」へ移行した。**

【本来の相続税額】※相続が開始したときには持分は消滅している。

- ・課税遺産額：1億円－（3,000万円＋600万円×1人）＝6,400万円
- ・相続税額：6,400万円×30%－700万円＝1,220万円の相続税を納税する。

